

余市町過疎地域持続的発展市町村計画

計画期間 令和8年度～令和12年度



北海道余市町

目 次

1	基本的な事項	
(1)	余市町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	余市町行財政の状況	6
(4)	地域の持続的発展の基本方針	9
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	9
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7)	計画期間	10
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	10
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	11
(2)	その対策	11
(3)	計画	12
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	12
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	13
(2)	その対策	16
(3)	計画	17
(4)	産業振興促進事項	20
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	20
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	21
(3)	計画	21
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	22
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	23
(3)	計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	24
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	26
(3)	計画	27
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	28

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	30
(3)	計画	31
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	33
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	34
(3)	計画	34
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	35
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	36
(2)	その対策	37
(3)	計画	38
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	39
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	40
(2)	その対策	40
(3)	計画	40
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	40
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	41
(2)	その対策	41
(3)	公共施設等総合管理計画等との整合	41
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	42
(2)	その対策	42
(3)	計画	42
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	42
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	43
(2)	その対策	43
(3)	計画	43
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	43

1 基本的な事項

(1) 余市町の概況

① 余市町の自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

余市町は、東経 140° 47' 北緯 43° 11'、北海道西部、後志管内北部の積丹半島の東の付け根に位置している。北は日本海に面し、他の三方は緩やかな丘陵地に囲まれ、東は小樽市、南は赤井川村、仁木町、西は古平町と接しており、総面積は 140.62 k m²である。

町内には余市川・ヌッチ川・登川・畚部川等が縦断しており、その流域に市街地が形成されている。周囲は三方を緩やかな丘陵に囲まれており、市街地周辺の地味肥沃な土壌に、果樹園・野菜畑を中心とした農地が広がっている。北北東及び東北東に伸びる海岸線は 17km にも及び、沿岸には地方港湾の余市港と 4 つの漁港があり、温暖な気候と相まって、古くから格好の漁場となっている。また、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の一部にもなっており、美しい景観に恵まれた海岸線や河川流域は観光価値も高く、さらには遺跡等の文化財など数多くの資源がある。

気候は、日本海を北上する対馬海流（暖流）の影響により、道内では比較的温暖な気候となっている。気温は、年平均 8℃ 前後であるが、日中が高温で夜間は冷涼と 1 日の寒暖の差が大きい。風は、南西の風が多く、降水量・降雪量は道内では比較的多い方となっている。

イ 歴史的条件

本町は、江戸時代から続くニシン漁業によって拓かれた水産業の町である。また、明治初期に旧会津藩士団の入植も始まり、余市川流域の肥沃な大地に開拓の鋤を入れた。

明治 33 年 7 月 1 日、余市郡内浜中町外 11 町村を合併して 1 級町村制を実施し、余市町となった（戸数 1,255 戸、人口 7,482 人）。

現在は、りんご・ぶどう・さくらんぼ・プルーンをはじめとする果樹栽培、トマト・イチゴ等のそ菜の施設園芸農業が行われている。道内屈指の果樹地帯である本町では、観光農園も人気を集めており、札幌・小樽圏から多数の都市住民が訪れている。

ウ 社会的、経済的條件

本町は、道央・道南を結ぶ JR 函館本線、国道 5 号、国道 229 号が町内を横断しており、近隣の小樽市まで約 20 km、札幌市まで約 60 km の距離にあるため、道央圏との広域的關係強化が重要である。また、平成 5 年に開通した余市町と小樽市を結ぶ広域農道（通称：フルーツ街道）は観光と物流を支える生活経済道路として重要な役割を果たしており、平成 30 年度に後志自動車道余市 IC が供用開始となったことで、大いに相乗効果が期待できる状況にある。

本町は、農業、漁業を基幹産業とし、収穫された水産物や、果物等の農産物を加工した食料品製造業を中心に発展してきた。ただ、農業における農業者の高齢化や後継者問題、漁業における水産資源の減少や後継者不足など、厳しい現状に立たされている。観光面においては、積丹半島の美しい自然や、ニッカウキスキー北海道工場・余市宇宙記念館等様々な観光資源があるが、通過型観光が大半であり、通年型・滞在型観光の可能性を探っていく必要がある。

② 余市町における過疎の状況と今後の見通し

本町の国勢調査結果による人口は、昭和35年の28,659人をピークとして昭和55年にいったん増加したもののその後は減少を続けており、令和2年の国勢調査人口では18,000人と、昭和50年から令和2年までの45年間で7,816人の減少（減少率30.28%）となっている。平成2年と令和2年の比較においても、30年間で7,266人の減少、減少率28.76%となっており人口の減少は加速している。

年齢階層別の人口を見ると、昭和50年から令和2年までの45年間で、14歳以下の年少人口は4,399人の減少（減少率72.52%）、65歳以上の高齢者人口は4,771人の増加（増加率191.68%）となっており、少子高齢化が進んでいる。今後も高齢者人口の増加と若年者人口の減少に歯止めがかからない状況が続くと考えられ、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の今後の人口推計準拠によると、2050年の本町の総人口は9,569人、令和2年の人口の約50%にまで減少すると推定されている。

日本全体が人口減少の時代を迎えた今、本町においてもこの状況を踏まえた上でまちづくりを展望していくことが求められている。人口や経済が右肩上がりに伸びていた時代とは異なる視点で、限られた資源を有効に活用することや、豊かな自然と共生し、環境を保護していくことなど、「人口減少の世紀」にふさわしい価値観を持って、本町のまちづくりを進めていく必要がある。

③ 社会経済的発展の方向性の概要

本町は日本海沿岸を漁場とした漁業、果樹・野菜等の農業といった第一次産業を基幹としてきたが、漁業をめぐる環境は資源減少や輸入魚種の増加等による魚価の低迷に伴い将来が危ぶまれる状況にあり、また、農業についても生産者の高齢化、農業資材の高騰等により、厳しい状況におかれている。

一方、平成30年度の後志自動車道余市IC供用開始に伴う交流人口の拡大やワイナリーの建設など、新たな展開が現出している。

今後は、第一次産業の趨勢を見定めた上で、水産業における資源管理型漁業や栽培漁業の充実を図るとともに、農業においては札幌市を中心とした都市圏に比較的近距離であるメリットを生かした都市型農業、及び離農農家の土地と高齢者労働力を生かした生産体制を整備するほか、道の駅、観光施設などにおいて観光客に販売する体制や手法を確立し、積極的な情報発信を通じて、都市交流と連動させた展開を図る。

農水産加工業等においても加工施設の整備や衛生管理の徹底を図り、市場マーケティングを通じて、新製品の開発・販路拡大など消費者ニーズに対応した生産流通体制の確立を展開し、第一次産業全体における6次産業化を推し進める。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本町の年齢3区分別の人口をみると、生産年齢人口は出生率の低下と社会減の継続により1980年頃のピークから減少に転じ、2045年にはピークの1/4以下に達すると推計されている。一方で老年人口は生産年齢人口が順次老年期に移行すること及び平均余命の伸びなどによる増加が続くとともに、年少人口の減少傾向が続くことから、1990年を過ぎると老年人口と年少人口が逆転している。このような状況は北海道でも同様にみられたが、その時期が1995年頃であったため、本町における高齢化の進行は道内でも早い時期に始まっていることとなる。その後、老年人口は2020年頃にピークを迎え、生産年齢人口とともに減少に向かい、社人研の推計によると、2045年の本町の総人口は9,848人、生産年齢人口は4,163人、老年人口は4,950人になると推計されている。

② 産業別人口の推移と動向

令和2年の国勢調査結果から本町の産業人口の現状分析を北海道内での産業特化係数でみると、「農業、林業」が極めて高くなっており、「漁業」や「複合サービス事業」（農業協同組合や郵便局など）も高い係数となっている。他の産業は他地域とほぼ同構造となっているが「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」については低く、道内の他地域に比べても相対的に就業者比率が低い。本町の産業人口の現状分析は、対全国比でもおおむね平均的な就業構造となっているが、「農業、林業」、「漁業」といった一次産業については全国に比べても高い就業者比率となっている一方、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」は就業者比率が小さい。特徴的な点としては、「製造業」の特化係数が全国と北海道で比較した場合、全国では半減していることが挙げられる。

本町の男女別の産業人口について、「漁業」、「複合サービス事業」は特化係数が高かったが産業人口自体は少なく、全産業人口（8,136人）に占める割合は「漁業」が1.8%（153人）、「複合サービス事業」が1.8%（148人）となっており、特化係数の低かった「学術研究、専門・技術サービス業」（169人）と同程度となっている。産業別では、「卸売業、小売業」が最も多く、「医療、福祉」、「農業、林業」の順となっている。男女別でみると、「建設業」、「運輸業、郵便業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」は男性の割合が多く、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」は女性の割合が多くなっている。

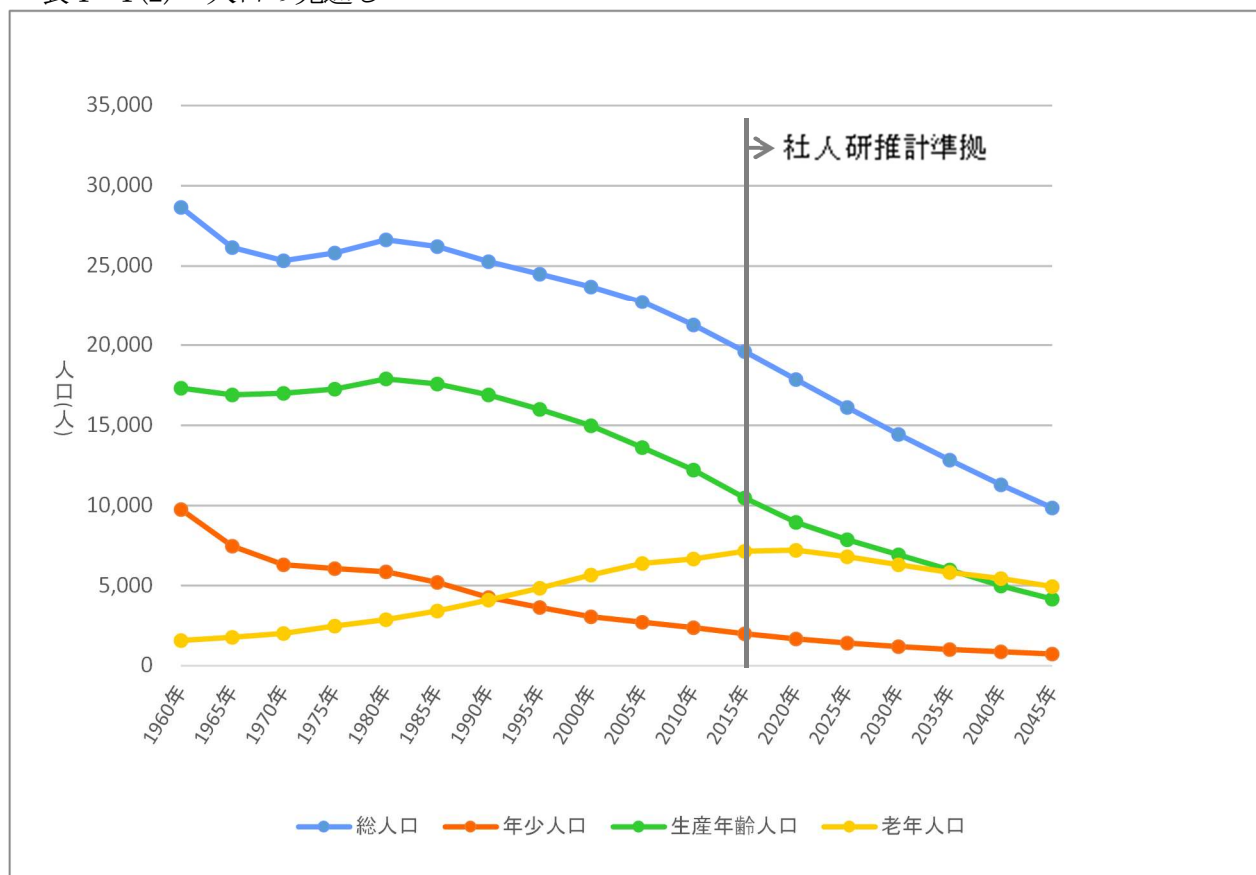
特化係数の高かった「農業、林業」、「漁業」と、産業人口の多かった「医療、福祉」の年齢構成を比較すると、「医療、福祉」は各年齢層にばらつきが少ないのに対し、「農業、林業」、「漁業」は全体の約7割が50歳以上と高齢化が進んでいる。「農業、林業」の男性については半数以上が60歳以上となっており、担い手不足が加速している。

表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	26,632人	25,266人	-5.1%	22,734人	-10.0%	19,607人	-13.8%	18,000人	-8.2%
0歳～14歳	5,857	4,268	-27.1%	2,722	-36.2%	1,995	-26.7%	1,667	-16.4%
15歳～64歳	17,893	16,896	-5.6%	13,617	-19.4%	10,452	-23.2%	9,020	-13.7%
うち 15歳～ 29歳(a)	5,288	4,549	-14.0%	3,282	-27.9%	2,171	-33.9%	1,970	-9.3%
65歳以上 (b)	2,882	4,102	42.3%	6,394	55.9%	7,130	11.5%	7,260	1.8%
(a)/総数 若年者比率	19.9%	18.0%	—	14.4%	—	11.1%	—	10.9%	—
(b)/総数 高齢者比率	10.8%	16.2%	—	28.1%	—	36.4%	—	40.3%	—

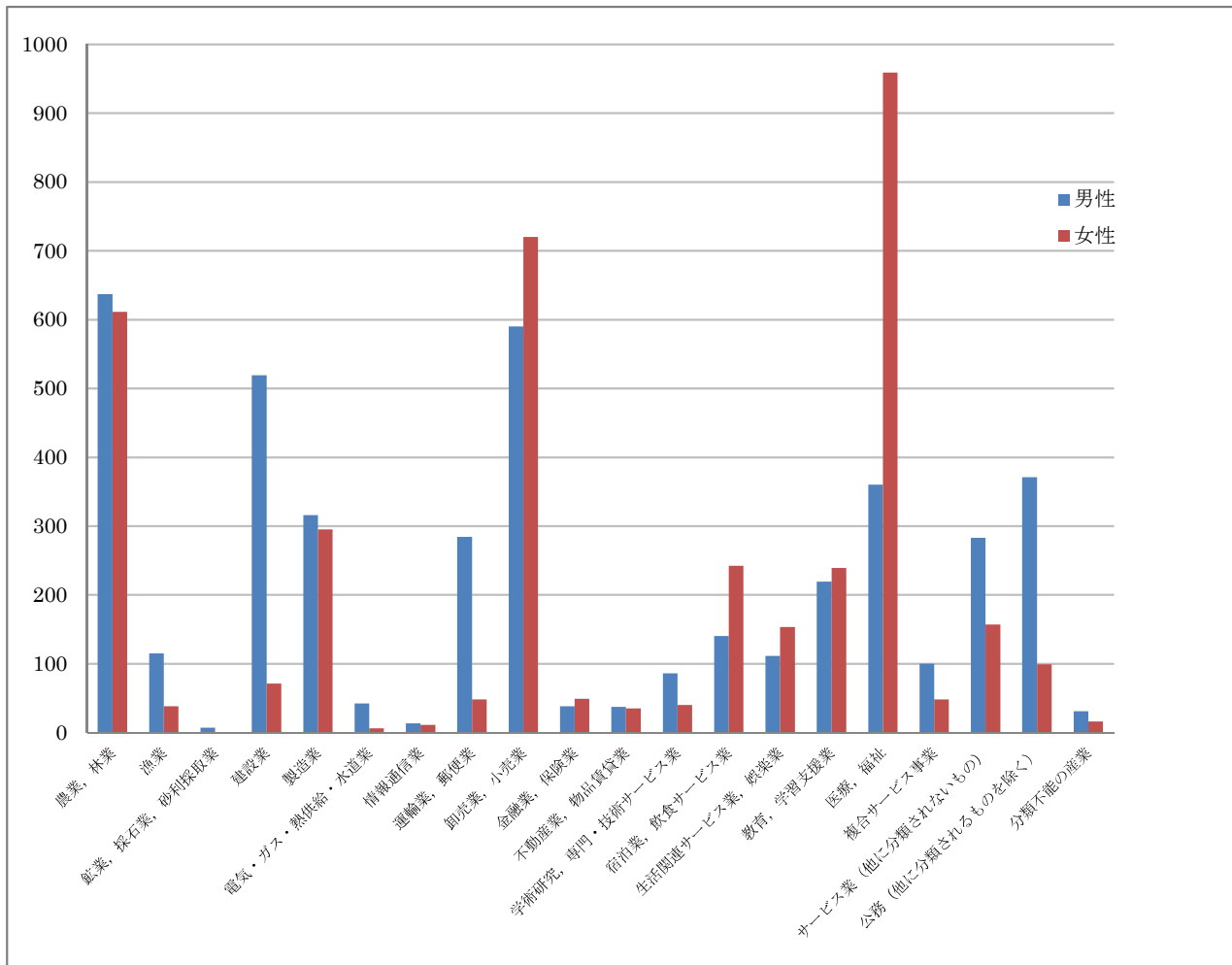
※年齢不詳があるため、各層の合計と総数は必ずしも一致しない。

表1-1(2) 人口の見通し



【出典：実績 総務省統計局「国勢調査」、将来推計 社人研推計準拠】

参考：男女別産業人口の状況



【出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」】

(3) 余市町行財政の状況

① 行財政の状況

コロナ禍での景気低迷から急激なエネルギー価格・物価高騰など、世界経済や社会情勢を含めて地方財政を取り巻く状況が目まぐるしく変化する中、省力化や効率的な行政運営を進めてきたが、地方分権型の行政体制の構築や、時代や町民ニーズに合致した多様な行政サービスを効率的に提供することが求められていることから、企画力、調整力、実行力といった町職員の資質向上を図って行く必要がある。また、広域行政の推進について、消防行政に関しては「北後志消防組合」（5町村）を、ごみ・し尿処理に関しては「北しりべし廃棄物処理広域連合」（6市町村）、「北後志衛生施設組合」（5町村）を組織し、広域的な運営を推進している。また、北後志地域6市町村において「北しりべし定住自立圏」を構成し、それぞれの地域が有する特性を広域的・複合的に結合した総合的な振興と自立を目指している。

本町の財政状況は、平成19年度決算では歳入74億7,425万円に対し、歳出が75億3,925万円と歳入を上回る状況となったことから、財政再建推進プランを策定し、平成25年度までを実施期間として財政健全化に取り組んできた。期間終了後も健全化の取り組みを継続し、平成22年度以降の各年度実質収支は概ね3億円前後で推移してきており、令和2年度では歳入が118億6,562万円、歳出が115億6,914万円となっている。

地方債借入額については、平成9年度の27億3,200万円がピークであったが、令和2年度には3億8,853万円まで減少している。地方債残高については、ピークの平成14年度末には120億1,252万円であったが、令和2年度末には62億7,353万円まで減少している。

ア 経常収支比率の状況

平成元年度では77.0%と低い水準にあったが、その後、公債費の増加及び地方交付税の削減により、平成16年度以降は95%を超える状況が続いた。近年は既存事務事業の見直しや経費の削減、国庫補助金やふるさと応援寄附金基金等を活用した予算の効率化・重点化、コロナ禍での経常経費の縮小、普通交付税の再算定による経常一般財源の増加等により令和2年度以降は90%前後で推移しており改善の傾向にある。今後、少子高齢化や人口減少に伴い町税や交付税の減収、社会保障関連経費の増加、さらには、老朽化した公共施設の整備・再編に伴う公債費の増加等が予想されるため、引き続き効率的な行財政運営が必要である。

イ 財政力指数の状況

昭和60年代は0.4を上回る水準で推移していたが、平成に入りここ最近25年間は0.33前後となっており、全道町村の平均を上回っている状況ではあるが、財政的に厳しい状況である。

ウ 財政健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行後、平成19年度では実質公債費比率17.6%、将来負担比率194.1%であったが、財政健全化の取り組みや起債充当事業の抑制により、令和2年度では実質公債費比率7.1%、将来負担比率47.6%と健全性を保っている。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	8,591,963	9,131,392	11,865,615
一般財源	5,873,361	6,097,571	5,973,911
国庫支出金	916,820	854,236	3,386,939
道支出金	442,178	515,327	676,305
地方債	633,938	518,415	388,527
うち過疎対策事業債	0	178,900	125,500
その他	725,666	1,145,843	1,439,933
歳出総額 B	8,351,913	8,830,343	11,569,145
義務的経費	3,731,329	3,706,445	4,097,912
投資的経費	638,966	596,764	542,710
うち普通建設事業	535,541	596,764	542,710
その他	3,981,618	4,527,134	6,928,523
Bのうち過疎対策事業費	0	194,227	2,004,324
歳入歳出差引額 C (A - B)	240,050	301,049	296,470
翌年度へ繰越すべき財源 D	7,585	995	16,451
実質収支 C - D	232,465	300,054	280,019
財政力指数	0.34	0.34	0.34
公債費負担比率	14.4	12.0	9.4
実質公債費比率	15.7	11.5	7.1
起債制限比率	7.9	5.7	3.1
経常収支比率	95.3	94.5	90.7
将来負担比率	143.1	89.7	47.6
地方債現在高	9,314,954	7,127,551	6,273,529

② 施設整備水準の状況

本町の国道又は主要道道は、住民生活や産業活動にとって不可欠なものである。また、地域内の生活幹線道路の整備も重要であり、高齢者等の交通弱者などにも安心して通行できるように、歩道、横断歩道など、歩行空間環境の整備を進める必要がある。

水道については、令和2年度末の普及率は98.4%となっている。

本町の令和2年度末の水洗化率は74.6%となっており、下水道普及率は81.2%となっている。

医療施設については、令和7年9月1日現在、北海道社会事業協会余市病院をはじめ14か所あり、町民の健康維持にあたっている。

教育施設については、令和6年5月1日現在、町立の小学校が4校、中学校が3校あり、高等学校は道立余市紅志高等学校及び私立北星学園余市高等学校が設置され、次代を担う子どもたちの教育について施策が展開されている。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	53.0	48.2	54.1	59.3	59.8
舗 装 率 (%)	34.6	40.4	47.4	53.2	54.3
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	10,030.0	10,030.0
耕地 1 ha 当たり 農道延長 (m)	9.6	8.7	9.5	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	4,647.0	6,247.0
林野 1 ha 当たり 林道延長 (m)	0.3	0.5	0.5	—	—
水道普及率 (%)	88.4	90.7	95.5	98.1	98.4
水洗化率 (%)	—	11.3	63.2	72.6	74.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	21.5	27.4	17.6	17.0	21.8

(4) 地域の持続的発展の基本方針

「第5次余市町総合計画」、「北海道過疎地域持続的発展方針」を踏まえることを基本としながら、各種計画と整合性を図り、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上のため、本町が目指す基本的な方向を次のとおり定め、当面の取組を推進するものとする。

①メインテーマ

「未来に向けて住みやすいまちをつくる」

町民との協働により一人ひとりがともに力を合わせ、子や孫の世代にこの素晴らしい余市町を引き継ぎ、すべての人が安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを進める。

②3つの指針

ア 「次世代の可能性を引き出す」

未来への投資として、人づくりを通じ、子どもや若者といった次世代の可能性を引き出すまちづくりを進める。

イ 「資源を最大限活用しまちを持続・発展させる」

選択と集中により、限られた資源を最大限に活用したまちづくりを進める。

ウ 「激動する社会に対応する」

これまでの概念にとらわれず、激動する社会に対応するまちづくりを進める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

社人研推計では、2020年から2050年の30年間において、本町の人口は50%近くにまで落ち込むものと推計されており、このままの推移で人口減少が進行すると、町民の暮らしを支える地域経済、行財政などの幅広い分野において、地域社会そのものの維持ができなくなる、極めて深刻な事態に陥ることが危惧される。本町が将来に渡って持続的に発展していくためには、この急激な人口減少を抑制する必要がある。そのため、本町の持続的発展のための基本目標として以下を掲げる。

① 人口の自然減の抑制

ア 出産・子育てしやすい環境づくり

イ 出産・子育て世帯の移住・定住促進による、出生数の増加

② 人口の社会減の抑制

ア 雇用の場の創出につながる施策の展開による、町外への人口流出の抑制、町外からの人口流入の増加

イ 都市部などからの交流人口や関係人口、定住人口の増加

これらの目標については「余市町人口ビジョン（令和2年改訂版）」に定める最終目標である、2030年の合計特殊出生率1.8、2040年の人口約15,000人程度の達成に寄与するものとする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度の予算編成時や各分野別に策定する個別計画の PDCA サイクルの中で適宜評価を行う。

(7) 計画期間

この計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間の計画とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

少子・高齢化等により長期的な人口の減少による税収減、高齢化による扶助費等経費の増大等が予想される中、高度経済成長期以降に整備した建物系公共施設は築25年～45年の施設が多く、今後、施設の大規模な改修・更新時期を集中して迎えるため、多額の費用が予想されることから、公共施設等の数量と維持更新費を適正な水準に抑えながら、町民のニーズにあった質の高いサービスを提供することが必要であり、建物系公共施設・土木系公共施設・企業会計施設の状況を把握し、総合的、かつ計画的な管理により、更新・統廃合・長寿命化の推進、財政負担の軽減・平準化を目指し、最適な配置を行うため本町の実情にあった余市町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定した。

この総合管理計画で定める公共施設等の整備や維持・管理についての基本方針と整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

移住・定住

本町には丘陵地と海に囲まれた豊かな自然環境と、商業施設や病院、学校などの日常生活を町内で完結できる利便性を持ち合わせており、加えて後志自動車道余市 IC の供用開始により札幌市から 60 分圏域となったことで、札幌市をはじめとする都市部への週末の移動や救急医療搬送など、生活の利便性はこれまで以上に向上した。余市 IC が居住地に非常に近い特性を生かし、本町に住みながら都市部で働くというライフスタイルが可能となることから、同 IC から自動車ですぐの位置にあるまほろば地区を中心とした居住地の分譲促進策として、転入者向け住宅取得支援による U I J ターン希望者の受入や、町内居住者向け住宅取得等支援を実施し、都市部への人口流出の抑制と人口流入の拡大を図る。まほろば地区へ居住地の集中を図ることはコンパクトシティの推進にもなり、これにより道路や水道などのインフラ整備にかかる行政コストの圧縮へとつながるため、さらなる可能性を検討する。さらに本町では退職者や高齢者の移住が多い傾向にあることから、シニア層が生涯を通じて活躍できるまちとするために、健康寿命を延ばす取組を進める。

地域間交流

本町では、異なる風土・習慣・文化等に出会い、それぞれの地域が刺激を受け、自分自身や郷土を見つめ直し創造性を高め、幅広い視野を持つ人材の育成と新たな地域文化の創造に取り組むため、各種交流活動を展開している。旧会津藩士が本町に入植した縁による福島県会津若松市や、半世紀以上に渡る農業実習生の受入れ実績からのつながりとなる交流都市である奈良県五條市、ニッカウキスキーの創業者竹鶴政孝氏の夫人リタ氏の出身地であるイギリス・イースト・ダンバートンシャイア市（当時ストラスケルビン市）等と交流を行ってきた。

また、官民一体となった国際交流の推進を図るため、町内の小・中学校で J E T プログラムを活用し、外国人の A L T（語学指導助手）による外国語教育等が行われている。

(2) その対策

設定する目標…計画期間における転入者数 3,500 人

- ア 高速道路開通の効果を活用した、移住・定住の促進に向けた住宅、住環境づくりを展開する。
- イ 町外への情報発信により、移住定住の促進を図る。
- ウ 地域間交流に関する情報発信を行い、町民に交流成果が波及するよう努める。
- エ 異なる地域の風土・習慣・文化に触れながら、新たな地域文化の創造に努める。
- オ 地域の国際化の推進に努める。

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・ 定住・ 地域間 交流の 促進、 人材育 成	(4) 過疎地 域持続 的発展 特別事 業				
		移住・ 定住	移住・定住促進に向けた住宅・住環境 整備促進事業 内 容：移住・定住者を視野に入れた 住宅・住環境整備促進	余市町	移住・定住の促進により、将来 に渡り人口減少といった町の課 題の解決に寄与する。
			移住・定住促進事業 内 容：移住希望者や検討者向けにパ ンフレットの発行などの情報 発信等を行う。	余市町	移住・定住の促進により、将来 に渡り人口減少といった町の課 題の解決に寄与する。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

移住・定住施策等に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林業

果樹及び施設野菜の栽培が主力となる本町の農業にあつては、高品質な農産物の安定生産と安定供給を図るための事業を展開してきたところである。

今後は、施設及び機械の更新や、生産技術の高度化・省力化を促進するとともに、農産物の販路拡大のため効果的なPRを町内外へ発信することで、都市と農村との交流を促すことにより、多様化する消費者ニーズに対応した農産物の提供に結びつき、差別化を図った自立した農業経営を目指す。

また、これまで同様、新規就農希望者に対し、研修から就農に至るまで各種支援施策を実施し、農業者の高齢化・後継者不足という課題に対し、関係機関の連携強化により、新たな担い手の育成と確保を図る必要がある。

さらに、余市ダム及び水利施設等である国営並びに道営造成施設については、経年劣化による損傷が見られることから、国の維持管理事業及び土地改良区における計画的な改修事業の導入を図りながら、受益者の負担軽減を図る施策が必要である。

林業については、長期的視点から森林整備計画に沿った森林の健全化に努め、多面的・公益的機能を損なうことのないよう、計画的な森林の間伐・伐採及び植栽を推進する。

参考：農家数及び経営耕地面積の推移

区 分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
農 家 数 (戸)	453	404	354	361
専 業 農 家	244	257	241	232
兼 業 農 家	209	147	113	129
経営耕地面積(総面積)(ha)	1,138	1,007	894	922

(農林業センサス)

② 水産業

本町の漁業は、小型船による沿岸漁業で小規模な経営が多く、また、近年は漁業資源の減少や魚価の低迷、経費の増大等により漁家所得が伸び悩んでいる現状に加え、漁業者の高齢化・後継者不足等の課題があり、大変厳しい経営環境にある。

安定した漁場の確保のため資源管理の充実を図るほか、藻場及び漁礁の設置による漁場の造成及び養殖業や魚種の付加価値の向上を推進することで、安定した生産性のある近代的な漁業経営の振興を目指す。

また、本町産業において主要な位置を占める水産加工業は、多様化する消費者ニーズに対応した新製品の研究開発と水産加工製品の販路拡大に努める。

参考：魚種別漁獲高の推移

(単位:t、千円)

区 分	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
魚 類	2,492	608,581	2,862	864,112	2,339	800,579	2,704	1,035,400	2,619	799,498
水産動物 (いか、えび等)	599	834,625	483	626,721	450	723,835	393	805,802	379	830,528
貝 類	23	17,199	25	15,420	29	16,718	26	16,330	11	10,641
海藻類	0	244	0	436	0	353	0	287	0	183
くじら	-	-	-	-	1	684	-	-	-	-
合 計	3,114	1,460,648	3,370	1,506,689	2,819	1,542,168	3,122	1,857,819	3,009	1,640,850

※端数計算により、必ずしも各項目とその合計値は一致しない

(北海道水産現勢)

③ 6次産業化の推進

本町における農業・漁業をはじめとする第一次産業は、経済活動の発展基盤であり、これからも欠くことのできない最も主要な産業である。

しかし、近年は、人口の流出や、第一次産業における後継者不足等により、地域経済の低迷が深刻な課題となっている。また、消費者の生活スタイルや嗜好の変化等により、これまでの一次産品に加え、より付加価値の高い加工品に対するニーズも高まっている。

こうした背景を受け、本町の基幹産業である第一次産業から生産された素材を活用し、生産から加工や流通・販売・情報サービスを含めた総合産業としての6次産業化を積極的に推進するため、関係機関と連携を図りながら各種事業の検討を進めてきた。平成23年度には「北のフルーツ王国よいちワイン特区」として認定を受け、余市町の特産物である生産量全道一を誇るワイン用ぶどうや農産物を使った果実酒・リキュールを製造する場合の規制が緩和され、小規模に醸造事業を開始できる環境を整えた。

今後についても、「よいち」という地域ブランドを確立させるため、各種広報活動、生産基盤を強化・確立するための取組や生産者、関連事業者とさらなる連携を図り、6次産業化の一層の推進を図る。

④ 商工業

町内には令和3年6月1日現在、185の事業所があり、従業者数1,324人、年間商品販売額は約300億円となっており、長期的には減少傾向にある。

これまで地域住民の日常生活と深い関わりを持ち「地域の店」として発展してきた中心商店街は、人口減少による購買力の低下、大型店の出店による商業地域の変化さらには経営者の高齢化や後継者不足により空き店舗の急増が目立ち、中心部の空洞化が進んでいる。

また、本町の主要工業部門である水産加工業は市場の成熟化や海外製品の大量輸入をはじめとする環境の変化によって厳しい状況に置かれており、今後ますます多様化する消費者ニーズへの対応が求められる。

今後は、空き店舗の効果的な活用への支援等により、地域コミュニティの中核的役割を担う中心商店街の活性化を図り、本町の特産品である果樹、野菜、水産資源等を原材料とした魅力ある商品開発への支援に努めるとともに、観光事業と連動した商工業活性化事業を展開していく必要がある。

参考：商業の概況

区 分		平成19年 (18年度分)	24年経済センサス (23年分)	平成26年 (25年分)	28年経済センサス (27年分)	3年経済センサス (2年分)
卸 売 業	商店数(店)	57	37	34	33	30
	従業員(人)	266	156	178	151	139
	年間販売額(百万円)	9,457	7,076	7,377	8,400	7,587
小 売 業	商店数(店)	227	164	165	174	155
	従業員(人)	1,595	1,127	1,246	1,304	1,185
	年間販売額(百万円)	25,291	20,536	22,559	23,642	22,406
合 計	商店数(店)	284	201	199	207	185
	従業員(人)	1,861	1,283	1,424	1,455	1,324
	年間販売額(百万円)	34,748	27,612	29,936	32,042	29,993

(商業統計調査(平成19年～26年)、経済センサス-活動調査(平成24年、平成28年、令和3年))

参考：工業の概況

区 分	令和元年	3年経済センサス (令和2年分)	令和3年	令和4年	令和5年
事業所数	31	32	37	37	37
従業員数(人)	540	483	488	480	484
出荷額(万円)	824,921	772,506	770,269	831,524	835,256
付加価値額(万円)	297,451	251,647	229,098	247,644	262,242

(工業統計調査(令和元年)、経済センサス-活動調査(令和3年)、経済構造実態調査(令和4年、令和5年))

⑤ 観光及びレクリエーション

本町には、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に属する美しい自然やニッカウキスキー北海道工場・余市宇宙記念館など、様々な観光資源があり、令和6年度には105万人規模の観光入込み数となっている。

一方で、入込みが大きく夏季に集中し、さらに大半が通過型の観光形態となっている課題がある。

今後は、近隣市町村と連携しながら広域的な観光産業の振興を図り、自然に恵まれた本町の優位性を生かした効果的な宣伝活動を行い、通年型・広域滞在型観光の定着化を目指す。

また、地域ぐるみの受入体制の充実に努め、町民が地域に誇りを持ち、豊かな文化や生活風土、自然、景観を守りながら生活できる観光地づくりを目指すとともに、道の駅を拠点として本町の魅力ある自然とのふれあいを通じた体験の場を積極的に提供し、点から線へと広げた観光ルートを設定するなど魅力ある観光基盤整備を推進し、観光客の多様なニーズに応じていく必要がある。

参考：観光入込み数の推移

(単位：千人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宿泊客数	14	17	22	24	22
日帰り客数	372	385	739	957	1,027
合計	386	402	761	981	1,049

(町総合政策部商工観光課調)

(2) その対策

設定する目標…計画期間内の町内の創業・起業数 40 件

- ア 農地等の土地基盤整備の充実、機械・施設などの導入による経営合理化を推進し、農業経営基盤の強化に努める。
- イ 園芸試験場の活用による果樹栽培の生産技術の高度化を推進する。
- ウ 農村交流体験施設の利用拡大等による都市と農村の交流の促進を図り、町内外での農産物PRによる販路の拡大に努める。
- エ 余市町新規就農活動支援センターの充実・強化を図り、関係機関団体との連携を促進するとともに生産組織及び青年・女性団体の育成強化を推進し、農業の担い手育成と確保に努める。
- オ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動を推進する。
- カ 余市ダム及び関連施設の機能保全事業の推進及び管理団体の育成を促進し、農業基盤施設の長寿命化を図る。
- キ 森林資源の保全意識の高揚による林業事業体の体質強化と官民の連携強化による森林の健全化及び多面的・公益的機能の増進に努める。
- ク 藻場造成による磯焼け対策を推進するとともに、トド等外敵駆除対策を促進する。
- ケ 各種種苗放流事業と育成施設整備の強化を促進し、作り育てる漁業の継続・強化を図る。
- コ 様々なメディア媒体を活用し、水産物及び水産加工品の流通対策と販路の拡大・PRを推進する。
- サ 漁港等の水産関連施設を活用した地域づくりの推進に努める。
- シ 「よいち」ブランドの再確立を目指す。
- ス 特産農水産物の加工研究開発及び商品化の推進に努める。
- セ 町内宣伝販売及び流通拠点の整備に努める。
- ソ 空き店舗の効果的な活用の支援により、地域コミュニティの中核的役割を担う中心商店街の活性化を図る。
- タ 本町の特産品である果樹、野菜、水産資源等を原材料とした魅力ある商品開発の支援に努める。
- チ 観光事業と連動した商工業活性化の取組強化に努める。
- ツ 企業誘致のための環境整備・PR活動を行い、地域活性化を図る。
- テ 町内観光ルートの整備、参加体験型観光を推進するなど、滞在型観光の定着化に向けた観光コースの開発に努めるとともに、各産業と連動した観光振興を展開する。
- ト 北後志観光連絡協議会・後志観光連盟との連携強化のもと、広域的な観光を推進する。
- ナ (一社)余市観光協会をはじめとする各団体との緊密な連携強化に努める。
- ニ 地域の個性を生かした魅力ある観光地づくりに努め、北海ソーラン祭りや味覚の祭典といった行催事の実施・拡充を図る。

- ヌ 自然に恵まれた優位性を生かし、様々なメディアを活用した観光情報の発信、活用に努めるとともに、広域的なイベントへの参加及び宣伝啓発を図る。
- ネ 観光客の多様なニーズに応じていくため、受入体制の充実に努める。
- ノ 地理的不利に左右されない情報通信産業等の振興に努め、さらなる雇用の創出を図る。

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備			
	農業	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	北海道	
	(2) 漁港施設	水産基盤事業 (水産物供給基盤機能保全事業)	北海道	
	(9) 観光又は レクリエーション	道の駅再編整備事業	余市町	
	(10) 過疎地 域持続 的発展 特別事 業			
	第1次 産業	果樹奨励品種植栽事業 内 容：桜桃、りんご、プルーン、梨 の苗木を購入し、改植する。	余市町農 業協同組 合	一次産業の支援により、将来に 渡る経済の安定・基盤強化に寄 与する。
		新規就農者農業研修制度 内 容：就農研修の家賃助成及び新規 就農希望者受入農家への謝金	余市町	新規就農希望者への環境整備に より、将来に渡る町の産業振興 と雇用促進に寄与する。
		農業経営総合対策事業 内 容：流行する病害対策、施設園芸 に係る施設の資材購入及び生 産資材の適正処分に係る一部 補助	余市町農 業協同組 合	一次産業の支援により、将来に 渡る経済の安定・基盤強化に寄 与する。
		町有林保育事業 内 容：町有林の間伐等の保育業務委 託	余市町	水源かん養保安林等を適正管理 することにより、資源循環の維 持・発揮が図られ、将来に渡る 経済・環境の基盤強化に寄与す る。

		豊かな森づくり推進事業 内 容：一般民有林の造林・植栽に対する補助	余市町	公益的機能の発揮に配慮した伐採を促すとともに、伐採後の確実な植林等を支援することにより、森林資源の循環利用及び多面的機能の発揮がなされ、将来に渡る経済・環境の基盤強化に寄与する。
		浅海増殖事業 内 容：ウニ種苗移植放流、エゾアワビ種苗・ニシン種苗の放流	余市郡漁業協同組合	一次産業の支援により、将来に渡る経済の安定・基盤強化に寄与する。
		アユ種苗放流事業 内 容：アユ種苗放流	余市郡漁業協同組合	一次産業の支援により、将来に渡る経済の安定・基盤強化に寄与する。
		二枚貝養殖研究事業 内 容：ムールガイ・カキ等の養殖試験等	ムールガイ養殖研究協議会、余市郡漁業協同組合	一次産業の支援により、将来に渡る経済の安定・基盤強化に寄与する。
		さけます増殖事業協会負担金 内 容：さけ・ます増殖事業が効率的かつ安定的に行われるよう、団体等の事業の調整や指導または助成等を推進している団体に負担金を拠出する。	日本海さけ・ます増殖事業協会ほか	一次産業の支援により、将来に渡る経済の安定・基盤強化に寄与する。
	商工業・6次産業化	6次産業化推進事業 内 容：物産展などにおいて、余市町の特産品である農水産加工品、ワイン等のPR販売等を実施	余市町	一次産業から三次産業までの将来に渡る経済の安定・基盤強化に寄与する。
		雇用対策事業 内 容：希望の就職先が見つかるまでの間、就労対策として一時的に町で雇用する事業。また、冬季間において雇用を失う季節労働者の就労対策として、一時的に町で雇用する事業。	余市町	雇用者における生活の安定と、将来的な町内企業への就労及び通年雇用化の促進が図られる。

		<p>商店街振興事業 内 容：商店街が管理する街路灯への補助、空き店舗活用に対する補助等</p>	余市町、商店街ほか	商店街の活性化により、地域経済の循環が図られ、将来に渡って経済の安定に寄与する。
		<p>余市商工会議所中小企業相談所補助金 内 容：中小企業相談所への補助金</p>	余市町	中小企業及び小規模事業者の経営基盤強化により、町内事業者等の自立的な発展が図られ、将来に渡る経済の安定に寄与する。
		<p>中小企業金融対策事業 内 容：運転資金・設備資金の融資原資の預託、融資の斡旋や借入れ時の保証料相当額を補助</p>	余市町	中小企業及び小規模事業者の経営の安定化により、将来に渡る経済の安定・基盤強化に寄与する。
	観光	<p>観光振興事業 内 容：来訪者の満足度向上及び広域連携による誘客、受け入れ態勢整備等による観光客数増加にむけた施策</p>	余市町	観光振興により、町の産業に域外からの経済効果を波及させることで、将来に渡って経済の安定に寄与する。
		<p>観光トイレ運営管理業務 内 容：観光トイレの維持・修繕</p>	余市町	観光施設の維持管理を図り、観光客の利便性を向上させ、域外からの経済効果を波及させることで、将来に渡って経済の安定に寄与する。
		<p>観光物産センター運営管理業務 内 容：特産品の展示・紹介、観光情報の提供など</p>	余市町	観光情報の提供基盤を整備し、観光客の利便性を向上させ、域外からの経済効果を波及させることで、将来に渡って経済の安定に寄与する。
		<p>宇宙記念館管理運営業務 内 容：宇宙記念館の管理運営</p>	余市町	観光及び文化資源としての地域振興により、産業の振興と町民のシビックプライドの醸成が図られ、将来に渡って経済の安定や定住の促進に寄与する。
		<p>北海ソーラン祭り事業 内 容：実行委員会への負担金</p>	北海ソーラン祭り実行委員会	正調ソーラン節発祥の地としての歴史を町内外に広く周知することにより、観光の振興と町民のシビックプライドの醸成が図られ、将来に渡って経済の安定や定住の促進に寄与する。

		味覚の祭典事業 内 容：実行委員会への負担金	味覚の祭典実行委員会	地場産品資源を広くPRすることにより、産業の振興と地場産品のブランド化が図られ、将来に渡って経済の安定に寄与する。
		余市町観光振興事業補助金 内 容：観光業務を行う（一社）余市観光協会への補助	余市町	観光振興の一層の推進を図ることにより、町の産業に域外からの経済効果を波及させることで、将来に渡って経済の安定に寄与する。

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
余市町全域	日本標準産業分類における「製造業」、「情報通信業」のうち「情報サービス業」、「卸売業、小売業」のうち「飲食料品卸売業」及び「飲食料品小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」のうち「宿泊業」。また、生産者自らが販売等を行う「農林水産物等販売業」。	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり。ただし、必要に応じて他市町村や民間事業者と連携した施策・事業とする。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業の振興に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化の推進

町内における高速通信網の整備については、平成 18 年度に市街地東部地域において民間事業者により光ファイバ網が構築され、平成 23 年度には同じく民間事業者によって市街地西部地域などへ整備範囲が拡大され、超高速ブロードバンド環境の整備が進められた。さらに、令和 3 年度には高度無線環境整備推進事業として電話回線が敷設されている町内全域の光ファイバの整備を実施した。この結果、町内居住区域における高速通信網の整備は概ね完了したが、今後は整備対象地域の拡大や次世代通信技術の導入動向等に注視し、必要に応じて対応を検討していく。

テレビのデジタル化に関しては、余市局が平成 21 年 12 月に開局し、町全体が地上デジタル放送の視聴が可能となっているが、一部の地域では視聴できない状況にあるため難視聴の解消への取組が必要となっている。

移動通信サービスは音声通話機能や電子メールによる情報伝達やインターネットによる情報収集・情報発信といった機能から重要なライフラインの一つとなっているほか、災害時等の有効な緊急手段としての役割を担っており、町内で移動通信サービスを安定的に利用できる環境の整備が必要となっている。

(2) その対策

設定する目標…地域の情報格差の是正

ア 町内全域の超高速ブロードバンド化を推進する。

イ 町内のデジタル放送等の難視聴解消に努める。

ウ 町内の移動通信サービス環境整備に努める。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域に おける 情報化	(1) 電気通信 施設等情 報化のた めの施設			
	通信用鉄 塔施設	移動通信無線局施設整備事業	余市町	
	ブロード バンド施 設	超高速ブロードバンド施設整備事業	余市町	
	(2) 過疎地 域持続 的発展 特別事 業			
	情報化	テレビ共同受信施設整備事業 内 容：受信施設整備にかかる費用に 補助	共同受信 施設組合	施設整備への補助により将来に 渡って町内における情報格差の 解消に寄与する。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域における情報化等に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

町内の道路については、町の中心部付近で国道5号と国道229号が分岐しており、これに道道6路線（余市赤井川線、豊丘余市停車場線、余市港線、登余市停車場線、然別余市線、栄町温泉線）及び町道が結びついて町内を網羅している。今後、これらの幹線道路と町内交通網との整合性を図る一方で、町内の既存道路の整備、適切な維持管理が重要な課題となっており、生活に密着した道路整備の充実が必要となっている。

また、平成30年度の後志自動車道余市ICの供用開始により札幌市から60分圏域となったことで、町民生活の利便性向上が図られるとともに、町内経済への効果が期待できる状況にある。今後、北海道横断自動車道黒松内・余市間の整備についても、圏域全体の活性化を図る上で重要な課題となっている。

冬季間における除排雪については、「余市町冬を快適に過ごす条例」に基づき除排雪体制の充実に努めているが、今後においても秩序ある効率的な雪処理を行う体制づくりが必要となっている。

参考：道路の現況

区 分	路線数	延長(km)	改良率(%)	舗装率(%)
国 道	2	20.19	100.0	100.0
道 道	6	35.20	99.1	99.1
町 道	491	216.54	60.3	55.2

(令和7年3月末現在)

② 交通確保対策

町内の公共交通機関として、鉄路としてJR函館本線、バス路線として北海道中央バス株式会社及びニセコバス株式会社の運行する路線、町が実施する郊外デマンド交通、そのほか小樽つばめ交通株式会社が運行する乗用タクシーが利用されている。

自家用車の普及や人口減少などにより公共交通の利用者は年々減少しており、公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況である。北海道新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線の経営分離を踏まえ、バスを中心とした新たな交通ネットワークの構築が必要である。

(2) その対策

設定する目標…町内バス路線及び郊外デマンド交通の収支率向上

ア 国道、道道、都市計画街路等幹線道路の整備・充実を図る。

イ 町道については、地域の生活道路として、その整備充実を着実に進める。

ウ 交通需要と主要幹線道路や町内交通網の整合性について関係機関と協議を進め、本町の实情にあった交通網の確立を図る。

エ 北海道横断自動車道全線整備の実現に向け、要望活動を行う。

オ 「余市町冬を快適に過ごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努める。

カ 路線バスをはじめとする交通手段の維持・充実に向け、関係機関への要望を行うとともに、町内及び広域での公共交通のあり方について、検討を進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、交通手段 の確保	(1) 市町村 道	道路ストック（トンネル・付属物）修繕	余市町	
		道路ストック（舗装）修繕	余市町	
		交通安全施設整備事業	余市町	
	橋りょう	橋りょう長寿命化修繕事業	余市町	
	(8) 道路整備 機械等	雪寒機械更新事業 （除雪用建設機械）	余市町	
		除雪作業車等保管倉庫建設事業	余市町	
	(9) 過疎地 域持続 的発展 特別事 業			
	公共交 通	町内交通確保維持対策事業 内 容：町内公共交通の運行及び交通 事業者等への助成・負担	余市町	余市町内での交通手段の充実により、移住定住の促進が図られ、将来に渡り人口減少といった町の課題の解決に寄与する。
		後志地域生活交通確保維持対策事業 内 容：広域交通の確保のため、交通 事業者等への助成・負担	余市町	交通環境の充実により、移住定住の促進が図られ、将来に渡り人口減少といった町の課題の解決に寄与する。
		地域公共交通事業 内 容：地域の公共交通の活性化や再 生に向けた取組を実施	余市町	交通環境の充実により、移住定住の促進が図られ、将来に渡り人口減少といった町の課題の解決に寄与する。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

交通施設整備、交通手段の確保に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

水道については、昭和 25 年に上水道事業が認可され、昭和 29 年に市街地の一部で給水を開始した。その後、豊浜地区、東部地区、梅川地区で簡易水道事業を創設し給水を行ってきたが、管理の一元化と経営の効率化を図ることを目的に、平成 22 年に上水道事業と簡易水道事業が一本化された。令和 2 年度末の普及率は 98.4%となっており、大部分の町民が安全で安定的に水道を利用できるまでになっているが、水道施設は今後も老朽化による更新時期を迎えるとともに、人口減少や施設の耐震化など、本町の水道を取り巻く環境は大きく変化している。このようなことから、本町では水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価し、目指すべき将来像を描くことを目的に「余市町新水道ビジョン」を策定している。

給水区域外においては、白岩町地区の飲料水供給施設が昭和 50 年 10 月に、潮見町地区の無水農漁家飲料水施設が昭和 47 年 8 月にそれぞれ供用を開始しており、令和 2 年度末の給水人口は白岩町地区が 24 人、潮見町地区が 5 人となっている。これら 2 地区においては給水人口が少なく、また設備の老朽化が進んでいるため、今後計画的に更新等を図る。

② 下水道処理施設

下水道については昭和 55 年から公共下水道の整備に着手し、平成元年に下水処理場、黒川第 1 中継ポンプ場の供用を開始した。その後 10 箇所ポンプ施設を整備、順次供用を開始し、令和 7 年 4 月からは新たにし尿等処理の広域化事業を開始している。

令和 2 年度末現在の下水道普及率は 81.2%となっている。

人口減少や節水型社会への移行、施設の耐震化など、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。このようなことから、本町では下水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価し、効率的な整備と管理、安定的な経営を図るため「余市町下水道中期ビジョン」を策定している。

また、処理場及び各ポンプ場等は供用開始から 30 年以上経過している機械、電気設備があるため、事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕改築を行うことにより、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図る「余市町下水道ストックマネジメント計画」を策定し、各設備の更新整備を進めている。

③ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、安定した処理を確保するため北後志 6 市町村による広域的な処理を行い、更に、本町では、地球にやさしい循環型社会形成を推進するため、ごみ有料化による一層のごみの減量化・資源化の取組を進め、ごみの減量化を実現している。今後は、燃やさないごみと粗大ごみの処理を行っている余市町一般廃棄物最終処分場の増設整備を引き続き実施する。

衛生施設については、広域行政による北後志 5 町村の共同事業で、し尿処理等を行っていたが、令和 7 年度から余市下水処理場での処理に移行しており、し尿受け入れ施設の適正な運用に努め、旧し尿処理施設の解体を進める。

④ 火葬場

昭和48年に整備した火葬場は、老朽化が進み、維持管理、補修を行ってきたが、施設の安全な運用のため火葬場建替整備を計画的に進める必要がある。利用者のさらなる利便性・快適性向上のため、施設整備に向けた対応が必要となっている。

⑤ 消防・救急施設

本町の消防・救急活動は、北後志消防組合（北後志5町村）余市消防署と消防団本部と4つの分団で構成する余市消防団が担っている。

生活様式の多様化や建築物の高層化等により火災の形態も複雑多岐にわたっており、これに対応するためには消防施設、消防設備、消防車両・資機材の整備と消防職員や消防団員の教育や訓練を進め、消防組織の充実等消防力の強化が求められる状況にある。また、火災の発生を防ぐ取組として、消防設備の点検指導、危険物取扱施設の検査・指導や広く町民の防火に対する意識の高揚を図るため、火災予防・警防活動を着実に実行する必要がある。

救急救助活動は、出動件数の増加、病状や事故形態が多様化していることから、傷病者に迅速かつ的確に対応できる救急救助体制の一層の強化が求められている。今後は、火災のみならず地震や水害等をはじめとするさまざまな災害の被害を少しでも減らし、町民の財産と生命を守るため、より一層の消防機能の充実と救急需要に迅速かつ的確に対応する救急体制の充実・強化が求められている。

⑥ 住宅

本町における公営住宅については、これまで、屋根の葺き替えや外壁塗装などの各種修繕、トイレの水洗化事業等により居住性の向上を計画的に進めてきたが、築40年を経過し耐用年限を超えた住宅が半数以上となっており、住宅の老朽化による住環境の悪化を招いている状態がみられる。人口減少が進む中で今後における住宅の適切な維持管理の面からも、長寿命化改善事業と併せて用途廃止に取り組み計画的な住宅の集約化事業促進が必要である。

また、今後も人口減少と少子高齢化の進行が予測される一方で、高速道路の供用開始に伴い、今後、広域的な住宅需要の増加も期待されることから、市街地拡大の抑制と未利用地等の有効活用を図るとともに、若者世帯や子育て世帯を視野に入れた移住・定住の促進に向けた住宅政策の展開が必要である。

⑦ 防災

本町では、「余市町地域防災計画」に基づき、防災体制の整備や災害発生時の対応を行ってきた。また、「防災ガイドマップ」を作成し、町内各世帯に配布を行うとともに、「災害図上訓練」や「防災学習会」等の実施により、町民の防災意識の高揚に努めてきた。

近年、全国的に、豪雨、豪雪などにより大きな被害が発生していることや東日本大震災や原子力発電所の事故、北海道胆振東部地震、令和6年能登半島地震などの教訓を踏まえ、防災対策の見直しとその充実が必要である。

(2) その対策

ア 時代や環境の変化に的確に対応し、安全な水を必要量、町民がいつでもどこでも合理的な対価により受け取れる水道を将来にわたり持続していくことに努める。

イ 安全な水道水を将来にわたって持続的に供給するため、水源の保全と水質の維持に努める。

- ウ 施設能力・規模の適正化を図りながら、老朽化する水道施設の計画的な更新や耐震化に取り組み、安定供給の確保に努める。
- エ 快適で衛生的な生活を営むための下水道施設の適正な維持管理、老朽化した処理場及び各ポンプ場等の計画的な設備更新や耐震化に取り組み、安定した下水道機能の維持に努める。
- オ 健全な水・資源環境を創出するよう努める。
- カ ごみの減量化に向けた取組を進めるとともに、ごみ収集に係る設備を計画的に更新することにより、安定した廃棄物処理に努める。
- キ 老朽化した火葬場の更新に向けた計画など生活環境施設の整備に努める。
- ク さまざまな災害から町民の生命・財産を守り、被害を最小限に抑えるため、消防体制と火災予防・警防体制の充実強化、救急救助体制の充実・強化に努める。
- ケ 良質な公営住宅ストックを確保するため、建替え事業も視野に入れ、既存公営住宅の居住水準の向上を図るための改善事業を促進する。
- コ 高速道路開通の効果を活用した、移住・定住の促進に向けた住宅、住環境づくりを展開する。
- サ 東日本大震災や原子力発電所の事故、北海道胆振東部地震、令和6年能登半島地震などを教訓とした、地域防災計画の適切な見直しによる、災害に強いまちづくりに取り組む。
- シ 各種災害訓練、防災学習会等の実施や防災ガイドマップの普及により、町民の防災意識の高揚に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境の整備	(1) 水道施設				
	上水道	東部地区水道施設統合事業	余市町		
	(2) 下水道処理施設				
	公共下水道	管渠施設整備事業 ポンプ場施設整備事業 処理場施設整備事業	余市町		
	(3) 廃棄物処理施設				
	ごみ処理施設	塵芥収集車購入事業		余市町	
		一般廃棄物第二期最終処分場増設整備事業		余市町	
一般廃棄物最終処分場設備更新事業			余市町		

		北しりべし広域クリーンセンター施設 整備事業	北しりべし 廃棄物 処理広域 連合	
(4) 火葬場		町営斎場改築事業	余市町	
(5) 消防施設		消防車両購入事業	北後志消 防組合	
(6) 公営住宅		公営住宅等整備事業	余市町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業				
生活		潮見町飲料水組合補助金 内 容：潮見町飲料水組合への補助金	余市町	水源の維持及び水質管理を図ることにより、産業基盤や移住定住の促進が図られ、将来に渡り人口減少といった町の課題の解決に寄与する。
環境		空き家等対策事業 (廃屋・空き家解体撤去補助事業) 内 容：地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家等の解体費用の一部を補助	余市町	防災・衛生・景観等の生活環境保全や未利用地の利用促進により、移住定住の促進が図られ、将来に渡り人口減少といった町の課題の解決に寄与する。
		合併浄化槽設置整備事業 内 容：合併処理浄化槽の設置費用の補助	余市町	地域の環境保全等将来にわたって地域での快適な暮らしを確保することで、移住定住の促進が図られ、将来に渡り人口減少といった町の課題の解決に寄与する。
防災・防犯		防災事業 内 容：避難所備蓄品の購入及び防災ガイドマップの作成及び普及	余市町	防災機能の充実により、将来に渡って災害への備えや日常的な防災意識の醸成に寄与する。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

生活環境の整備に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

本町ではこれまで、「余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、計画を指針としながら介護保険サービスを含む高齢者保健福祉の総合的な推進に努めてきた。

本町の高齢化率は、令和7年3月末現在 41.0%であり、10年後には約45%になると推計され、さらに、独居や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加等も相まって、高齢者福祉の更なる充実が必要となっている。また、要支援・要介護認定者率も令和7年3月末現在 23.9%と依然高い傾向にあり、介護保険サービスの利用増によって給付費等は今後も高く推移していくことが見込まれている。

今後においても、高齢者が健康で生きがいを持ち、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を継続できる環境づくりを促進するため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケアシステム）を基盤に、各種福祉サービスの拡充や介護サービスの適切な提供を図っていくこと、さらには地域での日常的な見守り活動や要介護状態にならないための介護予防施策の充実、高齢者の積極的な社会参加機会の拡充等も進めていくことが必要である。

② 児童福祉

少子化が進行している現代では、子どもが大切にされることや、子育て期間の短縮により女性の社会進出が進むなどの利点がある一方で、兄弟姉妹や友人との交流の減少により、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなっているなど、児童の健全育成において必ずしも良い環境にあるとは言えない。このため、子育てを家庭だけではなく、社会全体として取り組むことが必要であり、子育てサークル等様々な活動体験の機会を提供する中で、子どもの健全育成を促す環境づくりを進めるとともに、近年増加している発達障がい児童に対しても、関係機関の連携のもと支援していかなければならない。

また、共働きの増加や就労形態の多様化に伴う保育ニーズの多様化が進んでいることや、就労人口の減少、特に保育人材の確保が困難になっていることに伴う待機児童の増加に加え、町内の公立保育所の施設老朽化等の課題が顕在化しており、乳幼児期における切れ目ない教育・保育のためには、将来を見据えた保育環境の整備が必要となる。

今後は、子育てをする親への相談・支援体制を確立させ、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくりに向け、家庭と地域社会を結んだ児童福祉の充実に努めなければならない。

③ 障がい者福祉

本町では、「余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び余市町障がい児福祉計画」を策定し、「すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け“健やかで潤いと安らぎのあるまち”」を目指しており、障がいのある人もない人も差別することなく、それぞれが地域社会の一員として生活し、活動するという「ノーマライゼーション」の理念のもと、ともに支え合う温かい社会環境の充実と、町民の一人ひとりが福祉の担い手であるという意識を醸成していくことが必要である。

また、就労・雇用の促進、保育・教育の充実等、多様な活動を促進するための支援や体制づくり等に努めなければならない。

④ 保健予防、成人保健、母子保健

保健予防に関して、少子高齢化や核家族化により、ライフスタイルや価値観が変化する中、本町では健康づくりの推進に向け関係機関と連携し、さまざまな健康づくり事業に取り組んできた。しかし、町民の健康づくりに対する意識は十分とは言えず、地域に浸透するためには、単に保健事業の充実強化や保健・福祉サービスを提供して解決するものではなく、町民の健康課題を的確に把握し、地域特性に応じた健康施策を推進する必要がある。

また、公衆衛生の向上と増進を図るためには、感染症の予防も必要であり、医療機関と連携して正しい情報提供や知識の普及啓発など、日常的・継続的に集団予防対策を実施することが極めて重要である。

成人保健に関して、本町では、地域の協力のもと健康づくりのための生活や食事についての学習会や、「各種健康診査事業」を実施し、生活習慣病やがんの予防・早期発見・早期治療・重症化予防に努め、町民に直接健診受診を呼びかけてきたが、各種健康診査事業の受診率は依然として低い割合で推移しており、若い世代での心筋梗塞や脳卒中等の重大な生活習慣病の発生も散見されている。このような状況から、町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち健康の維持増進を図るための取組を進めて行く必要がある。

母子保健に関して、本町ではこれまで、健診・訪問・健康相談・栄養相談・各種教室・予防接種等の事業を実施し、妊娠期～乳幼児期～思春期における健康づくりや子育て支援の充実に努めてきた。近年は少子化・核家族化、地域のつながりの希薄化により、育児不安を抱えながら孤立化する親や、子育てに悩む親が増加している。次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育ち、妊娠・出産・子育て期の親が地域で安心して子育てができるよう、医療・福祉・教育機関及び民間との情報交換、連携を図り、切れ目のない支援のネットワークづくりが必要となっており、今後はさらに母子保健を通じた虐待の予防・早期発見に努めていく。

(2) その対策

- ア 価値観の多様化によるさまざまな要望に向けた児童福祉サービスの提供を進める。
- イ 多様な雇用環境・社会環境に対応した計画的な児童福祉施設整備を検討する。
- ウ 児童虐待の未然防止のため関係機関との連携強化を推進する。
- エ 障がいのある人やその家族が抱えるさまざまな問題を解決するため、相談支援体制の強化・充実を図る。
- オ 障がい福祉関係機関・団体のネットワーク構築により、困難事例の対応や社会資源の開発、改善に努める。
- カ 高齢者が可能な限り、住み慣れた家庭や地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築と効果的な推進に努める。
- キ 介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の円滑な運用と介護サービス基盤の整備促進に努める。
- ク いつまでも健やかに暮らしていけるよう介護予防施策の充実と参加促進に努める。
- ケ 認知症対策への取組と成年後見制度の普及促進に努める。
- コ 高齢者が生きがいを持って充実した生活が送られるよう、関係機関・団体等と連携し、高齢者の社会参加機会の拡充と参加促進に努める。
- サ 町民の健康と生活を守るための機能の充実を図る。
- シ 互いに支え合う地域づくりの推進を図る。
- ス 地域ぐるみの健康づくりの推進を図る。

- セ 課題等の情報提供や地域ぐるみの健康づくり活動により、町民一人ひとりが「自らの健康は自ら守る」という意識が持てるよう啓発に努める。
- ソ 各種健康診査事業の充実により疾病の予防・早期発見・早期治療・重症化予防に努める。
- タ 一人ひとりにあった健康維持・増進のための支援に努める。
- チ 安心して妊娠・出産・子育てができるための支援の充実を図る。
- ツ 子どもたちが心身ともに健やかに育つための支援の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て 環境の 確保、 高齢者 等の保 健及び 福祉の 向上及 び増進	(1) 児童福 祉施設			
	保育所	公立保育所統廃合事業 施設・設備整備事業	余市町	
	(2) 認定こ ども園	施設・設備整備事業	余市町	
	(8) 過疎地 域持続 的発展 特別事 業			
	児童福 祉	子ども・子育て対策事業 内 容：子ども・子育て会議の開催及 び子ども・子育て支援新制度 に対応した地域子ども・子育 て支援事業等の実施・拡充	余市町	安心して子どもを産み育てること ができ、子どもたちが心身と もに健やかに育つための環境を 作ることで、将来に渡り人口減 少の抑制など町の課題解決に寄 与する。
		就学前教育・保育等に係る子育て世帯 の経済的支援事業 内 容：国の制度で経済的支援の対象 とならない3歳未満の保育料 の独自無償化及び認可外保育 施設等を利用する子育て家庭 への利用料等の独自助成事業 等の実施	余市町	安心して出産・子育てができる 環境を作ることで、将来に渡り 人口減少の抑制など町の課題解 決に寄与する。
	待機児童対策・保育人材確保事業 内容：待機児童解消及び保育人材確保 事業の実施	余市町	安心して子どもを産み育てること ができ、子どもたちが心身と もに健やかに育つための環境を 作ることで、将来に渡り人口減 少の抑制など町の課題解決に寄 与する。	

健康づくり	2歳児フッ化物塗布事業 内 容：2歳児を対象に2回分のフッ化物塗布の受診券を交付し、歯科医師に個別塗布を委託	余市町	安心して子どもを産み育てることができる環境をすることで、将来に渡り人口減少の抑制など町の課題解決に寄与する。
	高齢者肺炎球菌予防接種 内 容：65歳以上の住民を対象に予防接種を実施	余市町	将来に渡って肺炎球菌感染症の重症化予防が見込まれ、医療費抑制効果も期待できる。
	保健推進委員会活動事業 内 容：町内に47区会54人いる委員の研修や地域ぐるみの健康づくり活動を支援	余市町	地域の実情を踏まえた活動により将来に渡って各地域での自主的な健康づくり、地域ふれあい活動の実施が図られる。
	中学生以下インフルエンザ予防接種 内 容：6か月から中学生までの住民を対象に予防接種を実施	余市町	町全体での感染拡大を予防することに寄与し、集団免疫の効果が期待できる。
	がん精密検診事業 内 容：大腸内視鏡検査および胸部CT検査を実施	余市町	各種健康診査事業の充実により疾病の予防・早期発見・早期治療・重症化予防に努める。
その他	子ども医療費助成事業 内 容：18歳到達以後最初の年度末までの医療費（保険適用分）の全額助成を実施	余市町	安心して子どもを産み育てることができる環境をすることで、将来に渡り人口減少の抑制など町の課題解決に寄与する。
	高齢者等除雪サービス事業 内 容：一定要件を満たす単身者、高齢者及び身体障害者世帯に属する住民に対し、公道から玄関先までの概ね1メートルほどの除雪を実施	余市町	高齢者や介護を必要とする人が安心して暮らせる環境をすることで、将来に渡り人口減少の抑制など町の課題解決に寄与する。
	在宅介護支援センター運営委託事業 内 容：在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各機関との連絡調整等を行う。	余市町	高齢者や介護を必要とする人が安心して暮らせる環境をすることで、将来に渡り人口減少の抑制など町の課題解決に寄与する。
	福祉灯油助成事業 内 容：町基準に該当した場合実施。一定要件を満たす独居高齢者世帯、重度障がい者世帯及びひとり親世帯に対し、灯油の購入等に係る経費を助成	余市町	冬期間の生活支援等により安心して暮らせる環境をすることで、将来に渡り人口減少の抑制など町の課題解決に寄与する。

	子育て応援金（出産祝い金）事業 内 容：第1子・2子 5万円、3子以上 10万円を5年間支給	余市町	安心して子どもを産み育てることが できる環境を作ることで、 将来に渡り人口減少の抑制など 町の課題解決に寄与する。
	不妊治療等助成事業 内 容：不妊治療又は不育症治療を受 けている夫婦への助成	余市町	安心して子どもを産み育てることが できる環境を作ることで、 将来に渡り人口減少の抑制など 町の課題解決に寄与する。
	胎児精密超音波検査事業 内 容：希望する妊婦を対象に、妊娠 初期および中期に超音波により 胎児の健康状態を詳細に確 認する	余市町	安心して子どもを産み育てることが できる環境を作ることで、 将来に渡り人口減少の抑制など 町の課題解決に寄与する。
	和痛（無痛）分娩費助成事業 内 容：小樽協会病院で和痛分娩を選 択した方への費用助成を実施	余市町	安心して子どもを産み育てることが できる環境を作ることで、 将来に渡り人口減少の抑制など 町の課題解決に寄与する。

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

高齢者等の保健及び福祉に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療施設は、令和7年4月1日現在、病院・個人診療所が14か所、歯科医院が12か所ある。専門診療や高次医療は、近隣の小樽・札幌方面の医療機関が担っており、町内医療機関との連携による支援体制（夜間救急診療等）の強化や医療機関のネットワーク化等安心できる医療体制の確立が必要となっている。

地方における医療従事者（医師・看護師等）の不足は本町においても例外でなく、北後志地区の中核的医療機関である余市協会病院が診療科の休止・縮小を余儀なくされている。地域医療に対する町民の不安を解消するため、医師確保や更なる医療機能の充実強化に向けて、地域と連携しながら、関係機関に強く要請していかねばならない。

また一方では、本町の医療費は非常に高く、コンビニ受診対策や医療費の適正化が強く求められている。今後は医療費助成等、適正給付に努めるとともに、医師会・地域及び行政が連携して、各種健診や予防接種等の保健事業と連携し、疾病の予防・早期発見・早期治療・重症化予防を推進し、予防医療に重点を置いた施策を展開する必要がある。

(2) その対策

ア 各種健診（がん検診・特定健康診査等）や予防接種を積極的に推進し、疾病の予防・早期発見・早期治療を促進する。

イ 医療スタッフの確保を支援するとともに、救急医療体制を確保し、地域医療の充実を図る。

ウ 医療制度の動向を踏まえ、助成を必要とする方々への適正な医療費助成を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の 確保	(3) 過疎地 域持続 的発展 特別事 業			
	民間病 院	余市協会病院救急医療体制維持補助事業 内 容：救急医療体制維持に係る余市協会病院への助成	余市町	救急医療体制の充実が図られ、安心して暮らせる環境をすることで、将来に渡り人口減少の抑制など町の課題解決に寄与する。
		救急医療体制整備事業 内 容：後志第2次救急医療病院群輪番制病院等運営事業、救急医療啓発普及事業及び救急医療・広域災害情報システム事業等救急医療体制の整備に係る事業を実施	余市町	救急医療体制の整備により、安心して暮らせる環境をすることで、将来に渡り人口減少の抑制など町の課題解決に寄与する。

		余市協会病院医療研究補助事業 内 容：余市協会病院の医療研究に対し補助金を交付	余市町	医療技術の維持向上を図り、安心して暮らせる環境を作ることで、将来に渡り人口減少の抑制など町の課題解決に寄与する。
		周産期医療支援事業負担金 内 容：小樽協会病院への支援に対する負担金	余市町	地域での安全な出産及び安心して子育てができる環境を作ることで、将来に渡り人口減少の抑制など町の課題解決に寄与する。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

医療の確保に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

近年、経済・社会構造の変化や少子高齢化、情報化の進展など、教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、時代の潮流や教育における今日的な課題等を的確に把握し、教育施策を着実に推進するため、学校教育では学ぶ楽しさを実感させ、主体的に学び続ける意欲や態度を育成し、変化の激しい社会で生きていくことができるよう「生きる力」を育むことを基本理念に、各種施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきた。

今後は国の教育改革の動向などを踏まえ、各種施策の推進にあたっては、PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度計画に基づく教育施策の実施状況、効果、課題等について点検評価を行い、その結果を翌年度以降の施策の展開に着実に反映させながら、経済・社会情勢の変化等に対応した実効性のある施策の推進に努める。

【小学校及び中学校】

町内の小学校については、少子化の影響で町内の児童数は減少を続けており、令和7年5月1日現在、小学校4校の総児童数は620名と5年前に比べ116名減少している。中でも農村集落地区を就学区域とする学校は少なくなっており、登小学校は22名となっている。

また、町内の中学校は、旭中学校、東中学校、西中学校の3校で、令和7年5月1日現在の総生徒数は353名であり、5年前と比べて62名減少している。

本町の学校施設は昭和48年から平成14年までの間に建設されており、全体的に老朽化が進んでいる。ほとんどの学校施設で改築や耐震改修等の整備を行ってきたところだが、今後大規模な施設改修・建替えを想定した時、より計画的・効率的な施設の維持管理を行う必要がある。そのため、人口減少が深刻化し、厳しい財政状況が見込まれる中で、令和5年度に策定された「余市町立学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、統合により標準規模の学校をつくることで、安心・安全な教育環境の整備に取り組む必要がある。

また、「GIGAスクール構想」の更なる推進により、学校におけるICT環境の改善を進め、個別最適化された学びと共同的な学びを実現するとともに、地域や家庭の環境に左右されることのないよう「誰一人取り残されない学びの保障」や、校務DXの推進により「学校における働き方改革」を実現していく。

スクールバスについては、令和7年4月現在、栄地区、豊丘地区及び白岩地区から通学する児童生徒を対象に、栄地区及び豊丘地区としては1日3便、白岩地区としては1日1便運行している。

各路線とも、旧豊丘小学校、旧栄小学校の統廃合により、学校区が変更され、児童の通学距離が延長となることから、当該地域から出されたスクールバス運行に係る要望を踏まえ、統廃合前の小学校区における児童生徒数に応じたスクールバスを運行しており、令和7年4月現在で栄地区では児童15名と生徒5名が、豊丘地区では児童2名と生徒3名が、白岩地区では児童1名が利用している。

表7-1 小学校・中学校の現況

(単位：人)

区分	学校数	学級数	児童・生徒数	教員数
小学校	4	37	620	61
中学校	3	19	353	46

(令和7年5月1日現在)

【高等学校】

本町では、平成22年に道立余市高等学校、仁木商業高等学校、古平高等学校が統廃合されて開校した余市紅志高等学校が、道内でも数少ない単位制総合学科を取り入れた魅力ある高等学校として設置されており、私立北星学園余市高等学校では全国各地からの転・編入希望者を受け入れるなど、それぞれ特色ある教育課程を展開している。

今後においては、道立高等学校の適正配置や私立高等学校への私学助成の取組を推進するなど、時代や地域のニーズに対応した学校づくりのための支援に努める。

② 社会教育、生涯学習及びスポーツ活動

【社会教育】

少子化・情報化等の経済・社会の変化による人間関係の希薄化や地域社会の構造変化など、地域の教育力の低下の背景となる状況が指摘されている中で、本町ではこれまで世代ごと、世代を通じた様々な教育活動を推進してきた。

女性学級や寿大学、青少年の体験事業など、各層を対象とした教育活動を実施するとともに町民の学習要望に応えた各種教室や事業を実施し、家庭教育においては少子化・核家族化の進展といった背景を踏まえ親のための学習機会の推進に努めてきた。

また、読書推進活動では平成22年度に配置された「動く図書館車」での巡回サービスを行い、更に電子図書館を導入しているところである。

今後においては、世代ごとに教育プログラムの開発・推進に努め、各種事業の情報を広報やホームページ、SNSで多角的に提供するとともに、学社融合を推進するなど生涯学習の効率的運営、芸術文化活動の環境充実を図る。家庭教育にあつては「望ましい家庭づくりを目指す」基本理念のもと、社会全体で子育てを支えていく意識の醸成を図る。

また、読書推進活動にあつては、子どもたちの利用減少や高齢化により来館できない住民に対し、図書館車の機動性を生かしながら広域的読書活動の普及を図るとともに、町民のライフスタイルに応じた利便性の向上に努める。

【スポーツ活動】

スポーツ活動においては、町民が生涯にわたりスポーツに親しむとともに、心身ともに健康であり続けるためにスポーツ・レクリエーション活動を推進することが一層求められている中、本町では余市体育連盟や余市町スポーツ少年団等と連携しながら推進を図ってきた。

今後においては、ニュースポーツなど新しいメニューを取り入れ、総合体育館で導入している指定管理者との情報交換を行ってスポーツ活動の更なる普及に努めるとともに、老朽化が進む体育施設の適切な維持管理を行う必要がある。

(2) その対策

- ア 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導を推進する。
- イ 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導を推進する。
- ウ 生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備を推進する。
- エ 社会教育事業の各世代に合った教育プログラムの開発・推進に努める。
- オ 学習機会の拡充と学習成果を身近な分野において活用できる環境を整備する。(社会教育)
- カ 社会教育施設の適切な維持管理と有効活用に努める。
- キ 生涯学習の多角的な情報提供に努め、効率的運営と町民への学習の促進を図る。

- ク 親のための教育支援体制、学習機会の充実を図り、啓発活動・親子ふれあい体験活動を推進する。
- ケ 芸術・文化活動の環境及び鑑賞機会の充実を図る。
- コ 文化団体・サークル活動の拡充と自主活動の推進を図る。
- サ 広域的図書館活動の推進を図る。
- シ 読書層の底辺拡大に努める。
- ス ニュースポーツの展開とスポーツの普及に努める。
- セ 指定管理者との連携とスポーツ振興の拡充に努める。
- ソ 体育施設の適切な維持管理と利用者の拡大を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(3) 集会施設・体育施設等			
	その他	公立学校施設整備事業 社会教育施設整備事業	余市町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	私立学校助成事業 内 容：私立学校法に規定する学校法人（北星学園余市高等学校、杉の子幼稚園、リタ幼稚園、夢の森幼稚園）に対する助成	余市町	私立学校の効率的・持続的な運営及び教育の振興により、将来に渡り少子化対策が可能となる。
		放課後児童対策事業 内 容：小学校の空き教室を利用し、生活や遊びの場を提供	余市町	保護者が、就労等により昼間家庭において児童の監護を行うことが困難な家庭への支援により、将来に渡り児童の健全な育成が図られる。
		放課後子供教室推進事業 内 容：登小学校にてコーディネーター及び協働活動サポーターを配置して、空き教室を活用して放課後子供教室を開設	余市町	児童の学習機会や生活・遊びの場の拡充を図り、将来に渡り児童の健全な育成が図られる。

		適応指導教室事業 内 容：教員や適応指導教室指導員の 研修、家庭への訪問指導など、 不登校対策に関する中核的機 能を充実	余市町	不登校児童生徒の将来に渡る健全な育成が図られる。
		特別支援教育支援員配置事業 内 容：町内の小中学校に学習支援員 を配置	余市町	個別指導が必要な子ども等へ、一人ひとりにきめ細かな指導を行うことで、基礎・基本の確実な定着などの子どもの将来に渡る健全な育成が図られる。
		スクールバス運行事業 内 容：豊丘地区、白岩地区、栄地区 から通学する児童生徒の登下 校時に通学バスを運行	余市町	児童生徒の通学の利便性と安全の確保を図り、子供の将来に渡る健全な育成が図られる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

教育の振興に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、「基礎集落」として、豊浜・潮見・白岩地区、豊丘地区、梅川地区、登地区、栄地区の5地区、「基幹集落及び中心集落」として、沢町・港・富沢地区、美園・山田・入舟・朝日地区、黒川地区、大川地区の4地区の9地区で形成されている。

基礎集落においては、農業、水産業に係る従事者の減少、更には少子化の進行のため、集落でにぎやかに遊ぶ子どもたちの姿が見受けられなくなっており、近い将来地域機能の維持が困難となる事態が危惧される。

このため、道路、文化施設等の整備を進め豊かな生活環境を維持するとともに、地域コミュニティ活動に対する支援を行い、潤いのある地域社会を創造して、町外からの移住・定住を促し、過疎地域の持続的発展を図る必要がある。

(2) その対策

ア 町民の自治意識の高揚と主体的な活動がより一層円滑に推進されるよう、組織の育成、支援を行うとともに、活動や協議の場の提供に努める。

イ 環境美化・景観形成・地域福祉・自主防災等の地域コミュニティ活動の促進に取り組む。

ウ 地域連絡員制度の充実等により、区会と行政との一層の協働を推進する。

エ 各集落にある集会施設の有効活用と施設運営の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の 整備	(2) 過疎地 域持続 的発展 特別事 業			
	集落整 備	区会連合会・区会活動事業 内 容：余市町区会連合会の活動に対 する補助金	余市町	地域住民の自主的な活動を支援 することで地域コミュニティの 結びつきといった持続的な強化 が図られる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

集落の整備に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域文化については、開拓の歴史的な背景から郷土芸能としてのソーラン節、産業的な背景からソーラン祭り・味覚の祭典等、特色ある伝統や文化・行事が承継され発展を遂げてきている。歴史的・地理的風土の中で培われ、承継されてきた伝統文化を保全し、次代に引き継いでいくため、活動の拠点となる施設の整備を進め、文化活動の推進を図る必要がある。

余暇時間が増加し、心の豊かさを求める傾向が強まっていく中で、地域固有の歴史や風土を大切にしながら新しい地域文化を創造して行くことが求められている。このことから本町では、各種文化団体の活動や郷土文化の継承、芸術鑑賞会の開催等の取組を進めているが、今後も一層、内容の充実に努めなければならない。また、先人が残した貴重な文化遺産を保護し、活用を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 地域文化の保存と継承に努めるほか、創作活動の高揚と発表の環境の充実に努め、すぐれた芸術・文化鑑賞機会の拡充に努める。

イ 文化団体・サークル活動の拡充と自主活動の推進に努める。

ウ 貴重な文化財を後世に継承していくため、その適切な保存を行う。

エ 文化財に関わる学術的な調査・研究を推進し、その成果を公開し、保護と活用に役立てる。

オ 学校、道内外の研究機関や博物館との連携を推進し、文化財に係る情報の収集と公開に努める。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域文化の振興等に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町では、平成 24 年 1 月より余市町地球温暖化対策実行計画を策定し、継続的に温室効果ガス排出量削減の取組を行ってきた。平成 30 年においては平成 27 年の基準値から約 5.3% の削減を達成している。

しかし、依然として町内のエネルギー構造は化石燃料に偏っており、再生可能エネルギーの有効利用による循環型社会づくりが求められている。

本町は、豊富な農水産物資源に恵まれている一方で、未利用のエネルギー資源を多く抱えていることから、それらの定量的な把握及び再生可能エネルギーへの転換を推進し、地域産業との掛け合わせによる地域経済の活性化を目指す。

(2) その対策

町内の再生可能エネルギー賦存量・利用可能量を調査し策定した、余市町再生可能エネルギービジョンに基づく各種施策を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生 可能エ ネルギーの利 用の推 進	(2) 過疎地 域持続 的発展 特別事 業			
	再生可 能エネ ルギー 利用	再生可能エネルギー導入事業 内 容：再生可能エネルギーの導入を 推進	余市町	再生可能エネルギー導入の推進 により、循環型社会形成を図 り、町の将来に渡る環境改善及 び地域経済の活性化に寄与す る。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

再生可能エネルギーの利用の推進に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

今後、更に厳しさを増す地方財政において、行政の効率化を図るためには、住民の行政への積極的な参加が不可欠であり、町民と行政が一体となり相互理解を深めることが重要である。近年、まちづくりの主役は、町民自身であるという認識や自治意識は、醸成されつつあるが、いまだ、まちづくりは行政の役割という意識も深く根強い状況にある。

このため、広報紙やインターネット等の利用できるあらゆる情報媒体を活用し、町民が必要とする行政情報を提供するとともに、情報共有を進め、町民が意見や提言を述べる機会の充実を図る必要があるため、平成30年に制定された余市町自治基本条例に基づき、町民も行政も、まちづくりについての学習、交流、協議を重ね「町民と協働したまちづくり」を進めることが極めて重要である。

(2) その対策

ア 町政懇談会や各種協議会等の充実を図るとともに、協働のまちづくりに関して町民と行政が継続して意見を交換することのできる場の創出に努め、町民の声を積極的に町政に反映するための広聴活動に取り組む。

イ 町政の動向や情報を的確に町民に伝え、町民と行政の情報の共有化を図るとともに、本町の地域特性を全国各地へ積極的に発信するため、ICT（情報通信技術）の活用など、様々な媒体を活用した積極的な広報活動に取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項				

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域の持続的発展に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。